

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 国民体育大会において猟銃を用いて行う射撃競技に参加する選手として適当である者等の推薦を行う者を公益財団法人日本スポーツ協会に改めることとする。（第十一条第二項、第十三条第二項及び第二十八

条第二項関係）

二 この政令は、令和四年四月一日から施行することとする。